

公立大学法人旭川市立大学 中期目標・中期計画・年度計画

	中期目標	中期計画 ※R8改定前	R7年度計画
はじめに	旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部は、学校法人旭川大学が有していた旭川大学及び旭川大学短期大学部を母体としており、いずれも半世紀を超える歴史の中で、本市のみならず、道北地域をはじめ道内に多くの人材を供給し続けるとともに、高等教育機関としての知見を地域や社会に還元してきたところである。 しかし、北海道第2の都市である本市においては、高校卒業者が市外の大学へと進学する傾向が続いたことから、旭川大学及び旭川大学短期大学部は、学生確保が徐々に厳しくなり、大学運営にも影響が及んできている状況であった。 こうした状況にある中、デザイン系の学部を有していた私立大学の撤退を機に、「公立ものづくり大学」設置についての署名が本市に提出され、平成25年度から公立大学の設置について検討を始めた。その後、平成28年に学校法人旭川大学から本市に対して、同法人を公立大学法人化することについて要望を受けたことから、旭川大学をベースとした設置の検討を進めてきた。その結果、令和5年4月に公立大学法人旭川市立大学を設置し、旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部を開学することとなった。 本市は、学校法人旭川大学の「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」という建学の理念を踏まえつつも、公立の高等教育機関を運営することに鑑み、その理念を「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学」、「創造と実践で時代を切り拓く大学」、「知の拠点として地域社会に貢献する大学」と発展させ、公立大学法人旭川市立大学がこの理念の下、これからの社会を支える実践的な能力を有する人材を育成するとともに、教育・研究を還元することにより、地域社会に貢献する大学としての存在感を高めていくことを目指すために、この中期目標を定める。	第1 中期目標を達成するための基本的な方針 学校法人旭川大学の建学の理念「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」を土台としつつ、公立大学法人旭川市立大学として策定された「豊かな人間性と国際的な視野を有し自律した人材を育成する大学、創造と実践で時代を切り拓く大学、知の拠点として地域社会に貢献する大学」とする新たな教育理念の下、中期計画を策定する。 ここで掲げる中期計画は、公立大学法人としての役割と責任を果たすため、これからの社会を支える実践的な能力を備えた人材育成を行うとともに、持続可能な社会の形成と、地域創生に向けた学問的知見を基盤とした地域社会への貢献を目的とする。この教育理念と目的を踏まえ、中期目標を達成するための具体的取組として、ここに中期計画を策定する。	第1 中期目標を達成するための基本的な方針 中期目標を達成するための中期計画 6年間の3年目として、継続する事業と新たに開始する事業について整合的な展開を目指しながら、修正すべき事項や課題についての検討を重ね、次年度の着実な事業展開に結びつける。
1 中期目標の期間等	(1)中期目標の期間 令和5年4月1日から令和11年3月31日まで（2023年4月1日から2029年3月31日まで）の6年間とする。 (2)教育研究上の基本組織 旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部に、次に掲げる教育研究上の基本組織を置く。 ア 旭川市立大学 学部 経済学部 保健福祉学部 研究科 地域政策研究科 イ 旭川市立大学短期大学部 学科 食物栄養学科 幼児教育学科 なお、本中期目標の期間中に旭川市立大学に新学部を設置することを目指す。	第2 中期計画の期間 中期計画の期間は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間とする。 第3 教育研究上の基本組織 中期計画を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。 ア 旭川市立大学 学部 経済学部 保健福祉学部 研究科 地域政策研究科 イ 旭川市立大学短期大学部 学科 食物栄養学科 幼児教育学科 なお、市立大学の理念に基づいて、新学部の設置に向けた検討を開始する。また、既存の教育研究組織の見直しについては、当該組織の長のリーダーシップの下で自主的・自律的に検討することを原則とし、自己点検・評価の結果及び第三者評価委員会の評価結果並びに大学運営会議からの要請等に基づいて行う。	第2 年度計画の期間 年度計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。 第3 教育研究上の基本組織 年度計画を達成するための、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。 ア 旭川市立大学 学部 経済学部 保健福祉学部 研究科 地域政策研究科 イ 旭川市立大学短期大学部 学科 食物栄養学科 幼児教育学科 1) 令和8年4月1日の新学部設置に向けて、学長直属の組織及び新学部設置準備室を中心に準備を進める。 2) 既存の教育研究組織の見直しについては、外部の第三者評価及び公立大学法人評価委員会の評価結果も取り入れながら、学長を中心とした当該教育研究組織の長のリーダーシップの下で、自主的・自律的に検討を行う。

	中期目標	中期計画 ※R8 改定前	R 7 年度計画
2 教育等に関する目標	(1)学生の受入れに関する目標 教育の特長や求める学生像について、本市をはじめとして広く周知することで、学ぶ意欲をもった学生の確保に努めるとともに、資格取得等の様々な目的をもった社会人や留学生等、多様な人材の受入れを推進する。	第4 教育等に関する目標を達成するための措置 (1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 ＜学部・短期大学部・大学院共通＞ 1) アドミッション・ポリシーを周知するため、本市地域をはじめ、北海道内外へ広く効果的な広報活動及び学生募集活動を実施する。 2) アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施する。 3) 多様な学生を受け入れるため、留学生や社会人を対象に特別選抜を実施する。 4) 国の入試制度改革に合わせ、本学の入試制度の見直しを行う。 5) 留学生受け入れ強化策として、英語版ホームページの導入を検討する。	第4 教育等に関する目標を達成するための措置 (1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 ＜学部・短期大学部・大学院共通＞ 1) 学校推薦型選抜（指定校制）の導入に伴い、アドミッション・ポリシーを一部改正する。 2) 改正部分を含めたアドミッション・ポリシーの周知のため、入学案内（パンフレット）や本学ホームページに掲載し広報活動を行う。 3) アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施し、入試結果の分析・検証を行う。アドミッション・ポリシーに合った意欲ある学生を確保するため、入学者選抜結果やオープンキャンパス参加者状況を分析し、入試制度の検討を引き続き行う。大学・短大とともに新入生に対して入学動機等のアンケートを実施し、入試広報に係る情報を収集する。 4) 留学生や社会人を対象とした特別選抜を実施する。
		【指標】 ・入学定員充足率100%を確保 ・入学者に対する地域内比率：30%以上 ※地域内は、入学者選抜の地域枠で指定する旭川市、東川町、東神楽町、美瑛町、鷹栖町、比布町、当麻町、愛別町、上川町の1市8町とする。	【指標】 ・入学定員充足率： 100% ・入学者に対する地域内比率： 30% 以上
			＜学部・短期大学部共通＞ 1) オープンキャンパス、高校説明 会 訪問、進学相談会など市内外を問わず実施・参加する。特に市内周辺地域を中心とした参加は積極的に行い、高校説明会 訪問 では、教職員が市内周辺の高校を中心に過去の実績を加味し、入学に繋がる高校を選択の上訪問し、各学部学科の積極的な紹介・周知を図る。 2) 新たに導入する学校推薦型選抜（指定校制）を反映した入学者選抜要項を作成し、2026 年度入学者選抜を実施する。 3) 旭川市内及び近郊の高校等の高大連携協定新規締結について検討する。本学の研究・教育の積極的な紹介と周知を図るために、中・高大連携プログラムを活用 し、大学見学の受入れを行い市内外の中学・高校に対して特別講座を実施する。特に中学については、中・高大連携プログラムの利活用強化につなげるために、周知広報を徹底する。旭川市内の中学校をはじめ、上川中部 8 町の圏域の中学校に対し、「中・高校生と生涯学習のための出張講義メニュー」を持参のうえ訪問し、新規開拓を行う。
			【指標】 大学見学受入れ実施目標： 11 校以上（過去 5 年実績：平均 10.6 校） ・特別講座実施目標： 高校：34 講座以上（過去 5 年実績：平均 34 講座） 中学：6 講座以上（過去 5 年実績：平均 5.8 講座）
			＜大学院＞ 1) 学内の大学院進学者を増やすため、経済学部及び保健福祉学部の研究意欲の高い学生に対し、随時相談に応じ、大学院への進学を勧める。 2) 学部生及び社会人を含めた大学院進学に特化した入学相談会を実施する。 3) 筆記試験によりアドミッション・ポリシーに沿った英語や専門科目の知識・思考力を備えた入学者を選抜し、口述試験によって研究計画に関するディスカッション能力について選抜し、入試制度・結果の分析及び検証を行う。
		＜短期大学部＞ アドミッション・ポリシーに対する認識の保持と、入学後資格取得のための学修に対する理解と意欲向上のために、入学前教育（プレカレッジプログラム）を継続して実施する。	＜短期大学部＞ 1) 本学で学ぶ意欲を持った学生の確保に向け、オープンキャンパスや学科紹介 動画、SNS などで短期大学部の魅力を発信する。高校生等の進路選択に大きく影響するオープンキャンパスについては、早くから広報を行い参加者増を目指す。 2) 新入生への入学前教育として、短大における学修を円滑に進めていくために必要な知識や学びに対する態度を「プレカレッジプログラム」を通して養う目的で、従来の課題に加え、2024 年度から開催しているスクーリングを継続し実施する。 3) 保育の魅力発信事業として、小学生・中学生・高校生向けのインターンシップを実施し、手引きの提供や保育体験の実施などを行う。

	中期目標	中期計画 ※R8 改定前	R 7 年度計画
	(2)学生及び卒業生への支援に関する目標 全ての学生が安心して大学生生活を送ることができるよう就学支援、進路相談等の教職員による相談体制を整えるとともに、幅広い分野における企業でのインターンシップの拡充によりキャリア支援の充実を図る。 また、同窓会、後援会等との連携を強化し、学生及び卒業生に対する幅広い支援体制の構築を図る。	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置 ＜学部・短期大学部共通＞ 1) 企業研究や就職意識を高めるため、学内合同企業説明会を年間通して開催する。 2) 学生のインターンシップ又はボランティア活動を促進し、就業体験を通したキャリア教育を充実させる。 3) オンライン面接にも対応できるよう機材等を整備し、面接指導の徹底を図る。 4) 卒業生及び就職先へのアンケートを年1回実施し、キャリア支援に活用する。 5) 厳しい経済状況にある学生が学業に専念できるよう、国や自治体等が行う高等教育の修学支援制度を活用するとともに、奨学金・貸付金制度全般について広く周知する。 6) 休・退学を予防するため、合理的な配慮を要する学生への支援を含め、学修・学生生活の充実に向けた支援体制を構築する。 7) 同窓会及び後援会との連携を強化し、学生を経済的な側面から支える体制を整備するとともに、卒業生との幅広い支援体制を構築する。 8) 学生相談室並びに保健室を充実させ、メンタルヘルスを中心とした学生相談室体制と、学生を健康面から支える保健室体制を整備する。 9) 保健室に常駐のスタッフを配置する。	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置 ＜学部・短期大学部共通＞ 1) 学生が就職に必要な情報を直接得られる機会を設けるため、経済学部では、旭川市内の企業を中心に招き、年間を通して合同企業説明会を開催し、卒業年度の学生には就職先とし、その他の学年の学生には企業研究の機会とする。公立化に伴う入学者の変容に対応するため、参加企業を新たに開拓する。専門職に関しては、コミュニティ福祉学科では、福祉業界での職種についての講義を開催し、保健看護学科では病院等の 合同就職説明会を開催する。短期大学部では食物栄養学科で卒業生が多数在職している企業を招き、学内説明会を開催する。幼児教育学科では事業所の見学や施設訪問ツアーを開催する。 2) 就業体験を通したキャリア教育を充実させるため、企業や市町村におけるオープンカンパニー・インターンシップの情報を積極的に収集し、学生に提供する。三省合意に基づくインターンシップの取扱に対応し、卒業年度の学生以外に対しても情報提供を積極的に行う。 3) 多様な就職面接に対応できるよう、実践的な個人面接練習・集団面接練習を継続して実施する。 4) 卒業生アンケートの回答を基に、卒業生の転職離職等も併せて状況を把握し、就職先担当者と連携しながらサポートを行う。卒業生の回答率を向上させるために、アンケートの実施時期・方法についても検討していく。 5) 日本学生支援機構の給付型・貸与型奨学金をはじめ、修学が困難にならぬよう、学内奨学金を充実させるために、同窓会及び後援会との連携を図る。2024 年度より、経済的理由により 修学が困難である 私費外国人留学生を対象に、年10 万円 3 名枠の授業料減免制度を設けており、積極的に周知していく。 6) 休・退学を予防するため、学生支援委員会のみならず、教務委員会・学生相談室委員会・保健室スタッフ・担当教員とも連携を図る。合理的な配慮を要する学生の情報共有を教職員で密に行い、学修・学生生活の充実に向けた全学的な支援体制を整える。また、障がい等のある学生支援の運用も整えていく。 7) 同窓会総会及び同窓会懇親会、後援会総会等へより多くの教職員の参加を促し、活性化に努める。後援会・同窓会からの学生への奨学金制度の運用をサポートし、積極的な奨学金制度の活用呼びかけや、公正な運用を行う。後援会総会及び保護者懇談会の運営をサポートし、保護者が本学の学びや学生生活を垣間見られるような機会を設ける。 8) 相談室窓口や学内カウンセラー、学生相談室委員について掲載した学生相談室だよりを発行し、学生への周知を徹底する。学生支援委員会・学生支援課・保健室・外部カウンセラー・他機関と引き続き連携し、学生支援を行う。全学的な学生生活における支援体制を構築するため、学生支援課・学生支援委員会・学生相談室委員会・人権擁護委員会・人権擁護相談員・ゼミナール担当教員及びクラス担任、その他部署との分掌及び連携方法を検討する。障がい学生の就職支援のため、キャリア支援課及びキャリア支援委員会、行政機関との連携を構築する。 9) 障がい等のある学生への支援を実施するため、保健室スタッフならびに学生相談室と連携を図る。障がい等のある学生の支援に関わる受け入れ体制や支援体制図を整えていく。また、視覚や聴覚に障がいのある学生が入学した場合は、旭川市との連携を図り、手話や点字、ノートテイク等の支援も構築していく。障がい等のある学生の就職支援のため、キャリア支援課及びキャリア支援委員会、旭川市との連携を構築する。 10) 学生の体調面や悩みごとの相談等に対応するため、学生が利用しやすい環境を整え、学生相談室利用の案内をメールや掲示等で周知する。相談員は学生相談室研究会等に参加し、相談員としての質の向上が図れるようにする。相談室運営委員会において本学学生の事例検討を行う機会を持つなど学生への相談機能を高める。常勤カウンセラーの設置を検討する。
		【指標】 ・就職率（就職者数/就職希望者数）の目標値：100% ・学生満足度調査(肯定的評価の回答率)の目標値：80%以上（5段階評価の上位2つ）	【指標】 ・就職率（就職者数 就職希望者数）目標値： 100 ・学生満足度調査 肯定的評価の回答率 の目標値： 80 %以上（5段階評価の上位 2 つ） ・合同企業説明会の開催目標：年間 7 回実施
		＜経済学部＞ キャリア教育の一環としてゼミナール活動発表会を開催し、参加者（経営者及び行政・教育関係者）から評価を受けることで、キャリア形成の充実を図る。	＜経済学部＞ 1) 継続してゼミナール活動報告会を年度末に開催する。 2) 留学生への就職及び 大学院進学 の支援を強化する。
		＜保健福祉学部コミュニティ福祉学科＞ 年次別キャリア講座、国家試験ガイダンス、国家試験対策模擬試験を継続実施する。	＜保健福祉学部コミュニティ福祉学科＞ 1) 年次別キャリア講座、国家試験ガイダンス、国家試験対策模擬試験を実施する。講座に参加することによって、就職活動に対するモチベーションや理解度を深めるために、各キャリア支援委員及びゼミナールの教員が協力して、講座への参加率を高めていく。
		【指標】 ・国家試験合格率：前年度の実績及び4年制大学（現役）平均合格率以上 ・旭川市内及び近隣町（1市8町）への就職率：50%以上 — 3／10 —	【指標】 ・国家試験合格率：前年度の実績及び 4 年制大学（現役）平均合格率以上

	中期目標	中期計画 ※R8 改定前	R 7 年度計画
		＜保健福祉学部保健看護学科＞ 国家試験受験対策として、各試験の対策講座を継続実施する。	＜保健福祉学部保健看護学科＞ 1) 接遇・マナー講座・就職活動・手続き、面接指導等のガイダンスを早期から実施し、インターンシップへの参加を支援する。就職活動の時期が早まってはいるが、例年通り 3 年次 12 月は就職ガイダンス、4 年次 4 月早々就職対策講座、その後、面接対策の講座を実施する。 2) 病院合同 学内 説明会の開催を年 1 回程度継続して実施する。学生の参加率 90 % 以上を目指す。採用担当者と対面することにより、学生本人の病院への就職に対するモチベーションを高めていく環境を整えていく。 3) 病院から遠隔参加できるための方法を検討する。 4) 休学者を最小にとどめ、長期休学にならないよう、早期休養（休学）を勧め、復学できるよう支援する。 5) 学内教員を中心に看護師国家試験対策特別講座を開催する。90 %以上の学生参加率を目指す。
		【指標】 ・国家試験合格率：前年度の実績及び4年制大学（現役）平均合格率以上 ・国家試験講座の出席率の目標値：平均60%以上	【指標】 ・国家試験合格率：前年度の実績及び 4 年制大学（現役）平均合格率以上 ・就職希望者の就職率 100 %維持
		＜短期大学部＞ 1) 実践的な就職対策講座を実施する。 2) 社会人基礎力を養うためのジェネリックスキルテストを複数回実施し、社会人基礎力の向上（達成）度を測定する。 3) 卒業生のキャリアアップのためのリカレント教育を充実させる。	＜短期大学部＞ 1) 就活やコミュニケーション、社会人としてのルールやマナー、就職時に必要となる労働条件等に関するキャリアセミナー・講座を開催する。 2) ジェネリックスキルテストを1年生（入学時）と2年生（卒業前）に実施し、在学中の成長分析を行う。外部講師による解説会を両学年とも、テスト受験後に実施し、自己分析や就職後に活用できるようにする。ポートフォリオにも反映し、学生がいつでも見返すことができるようにする。 3) リカレント教育を持続的安定的に進められるよう体制を検討する。計画的に進め、計画段階から学科でより連携を図り実施する。実施後に成果の検証を行い学科学部間で共有する。 4) 継続して 6 回の卒業生対象の管理栄養士国家試験対策講座を実施する。周知強化のため、学科内での連携を図る。 5) 栄養士・管理栄養士のリ・トレーニングのために、卒業生を対象としたスキルアップ講座を2回開催する。リカレント教育を通して、産学官連携を図り、地域貢献に繋がる内容を実施する。
		【指標】 ・卒業生の管理栄養士国家試験合格者数：10人以上 ・3年後離職率：40%以下（短大生全国平均42%）	－

	中期目標	中期計画 ※R8 改定前	R 7 年度計画
	(3)教育に関する目標	(3) 教育に関する目標を達成するための措置 ＜学部、短期大学部、大学院共通＞ 1) カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを明確に定め、シラバス及びホームページに掲載し周知を徹底する。 2) カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、ナンバリングを明確に定め、シラバス及びホームページに掲載し、学生へ周知することでカリキュラムの計画的な履修を促進する。	(3) 教育に関する目標を達成するための措置 ＜学部、短期大学部、大学院共通＞ 1) カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを履修ガイド、シラバス、ホームページ等に掲載し周知を徹底する。3つのポリシーが大学の教育理念を踏まえ、一貫性あるものとして策定されているかを点検し、必要があれば各ポリシーの内容自体も見直しを行う。 2) カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、ナンバリングをオリエンテーション等で周知し、計画的な履修を促進するための資料として活用する。 3) 令和 8 年度からの全学共通教育科目の開始（大学 に向けて、本学の教育理念、教育目標を達成するための教育プログラムとなるよう内容を精査していく。 4) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）の認定を受けるため文部科学省へ申請を行う。
	(ア) 学士課程 広範な基礎的知識と専門分野における実践的スキルを修得するとともに、地域活動や現場での実習等によりコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力などの社会人基礎力を高め、広く社会で活躍できる人材を育成する。あわせて、国家資格の取得率向上や各種資格取得の促進を図るとともに、語学教育などに力を注ぎ国際的な視野も兼ね備えた人材の育成を目指す。	＜経済学部＞ 1) 基礎教育効果を高めるため1年生を対象に英語能力判定テストを継続する。 2) 国内提携大学との交流（単位互換、学生交換等）を推進する。 3) 留学生に対する日本語教育科目を開講し、日本語能力検定受験の推進を図る。 4) 1年ゼミナールにおいて、アカデミックリーディング・ライティング力の養成を図る。	＜経済学部＞ 1) 語学教育の充実のため、継続して新入生に対し英語能力判定テストを実施する。 2) 単位互換、学生交換等を目標とし、国内提携大学との交流をスタートする。 3) 留学生の必修科目として開講している日本語 の教育内容を精査点検し、充実に努めていく。 4) 1 年生ゼミナールにおいてアカデミックリーディング・ライティングの基礎力の養成を継続しつつ、初年次教育としての今後の 1 年生ゼミナールのあり方を検討する。
		＜保健福祉学部＞ ジェネリックスキルテストを継続し、学修ポートフォリオを併用して学生の学修過程とプロセスを評価する。	＜保健福祉学部＞ 1) ジェネリックスキルテストを継続し、学修ポートフォリオを併用して学生の学修過程とプロセスを評価する。
		＜保健福祉学部コミュニティ福祉学科＞ 1) 社会福祉士及び精神保健福祉士の指定規則改正に合わせたカリキュラム改正により、ソーシャルワーク専門職者として実践能力のある社会福祉士、精神保健福祉士を養成する。 2) 介護福祉士養成課程を令和5年度に開設し、地域福祉の中核を担う介護福祉士を養成する。	＜保健福祉学部コミュニティ福祉学科＞ 1) 令和 6 年度にカリキュラム検討を行い、従来の 10 科目を見直し「地域包括ケアシステム論」「ライフデザイン論」「人権とノーマライゼーション論」「データ解析演習」「災害ソーシャルワーク論」「地方行財政論」「コミュニティ調査演習」など新設したとくに、 3 福祉実習の現状を見直し、受講者の負担を鑑み、統廃合および読み替えを実施し、 令和7年度入学生より新しいカリキュラムを実施していく。 2) 従来のミクロレベルの福祉実践をパラダイムチェンジして、地域を基盤としたソーシャルワーカー養成に重点化し、開講科目をスリム化したうえで、メゾ・マクロレベルの学修方向に転換する。 3) 学生の論理的思考および研究能力の向上に努め、実践的地域学修に 際して、入念な事前学修・事後学修・発表準備・プレゼン指導の一貫した教育を特色ある各専門領域ごとに目指す。実習指導者との緊密な連携体制をさらに充実化させるように努める。
		＜保健福祉学部保健看護学科＞ 1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に合わせたカリキュラムにより、地域医療を支える専門職者として実践能力のある看護師、保健師を養成する。 2) 個人面談や臨床実習時に実践活用している学修ポートフォリオを継続実施し、振り返りを適時学生の評価も踏まえながら行い、学生個人への学修支援を継続する。	＜保健福祉学部保健看護学科＞ 1) 地域体験実習の継続。実習目標達成。 4 年次の地域統合実習の実施と学生の学びを目標に沿って評価する。 2) 実習ポートフォリオの継続と、ポートフォリオに目標シートを作成し、学生の目標達成度を数値化し評価を可視化する。評価結果を実習委員会中心に学科内に公表する。
	(イ) 修士課程 高度で広範な知見を有することで、社会変動を敏速に察知し、地域に及ぼす影響や地域の動向を深く洞察し、地域課題の解決のみならず、地域政策を提案し地域社会を牽引する人材の育成を目指す。	＜大学院＞ 1) 少子高齢化など地域社会が直面する諸課題を解決し、大学院における研究指導体制の充実を図るため、看護・福祉分野の科目増設の検討を進める。 2) 人口減少社会における地域経済の振興、高齢者福祉・看護などの社会保障政策に関する修士論文指導を行う等、更なる研究指導体制の充実に取り組む。 3) 地域社会で活躍する実務家に対し、実務分野の高度かつ体系的な理解を深められるよう研究指導体制の充実を図る。 4) 本学の理念と経済のグローバル化を踏まえ、国際的視野を持った研究テーマ（例えば、国際経済学や開発経済学など）に関する研究指導体制の強化を図る。	＜大学院＞ 12024 年度に開催した大学院の在り方検討委員会での最終報告書を参考とし、研究指導体制の維持を図るため、講義及び演習担当教員の公募を行う。 2) 大学院における研究指導体制の充実を図るため1年次に副査 2 名を決定し、 2 年次（長期履修生の場合は 3 年次以降）の口頭試問までに十分な論文指導を行う。 3) 研究指導体制の充実を図るため、修士論文の中間 審査を 2 年次7月に行い、論文の完成度を高めるよう、研究指導を行う。

	中期目標	中期計画 ※R8 改定前	R 7 年度計画
	(ウ)短期大学士課程 食、教育、福祉の分野において専門的に対応できる知識、技術及び資格を身に付け、地域の要請に応えとともに、他者に寄り添うことのできる豊かな人間性をもった人材の育成を目指す。	＜短期大学部＞ 1) 食、教育、福祉分野において求められる高度な専門性を身につけ、豊かな人間性を涵養することを目的とした、教育効果を高めるためのカリキュラムの検討を実施し、それに基づいて共通教養科目や専門科目の再編成や体系的な配置を段階的に行う。 2) 新たな資格（初級バラスポーツ指導員、こども音楽療育士）取得課程の導入により、基礎資格（栄養士資格、保育士資格、幼稚園教諭免許）取得課程における専門的学修を深化させる。 3) 学修成果の可視化を継続的に実施し、学生が自らの学修に資するとともに、カリキュラムのあり方に関する検討に反映させる。	＜短期大学部＞ 1) ゼミナールのあり方について、学科の専門性に基づく教育内容であるか、また学生の豊かな人間性を涵養する教育効果に繋がっているかを引き続き検討し、ゼミナールの評価基準についてルーブリックを検討する。 2) 現行の共通教養科目が、短期大学部全体・各学科の教育目標やカリキュラム・ポリシーに即した教育内容になっているか、近年の履修状況や学びの状況（履修者数や学修成果など）を把握し、課題を析出した上で、現行共通教養科目の再編（新規科目の開講、現行科目の廃止、卒業要件単位数の変更など）も視野に入れて検討を行う。 3) 共通教養科目に関しては、開講期や科目によって受講者数に大きな差がある状況であるため、科目による履修者数を可能な限り平準化し、資格・免許必修科目を除き、2025 年度カリキュラムより、学年次を問わず履修可能にする。これまで共通教養科目は同一の時間帯に 1 科目のみ開講していたが、2025 年度より同一時間帯に複数の科目を開講し、特定の科目に履修者数が偏らないような時間割の編成を行う。 4) 現行の学修ポートフォリオのプロセスについて、ポートフォリオを構成する項目や面談回数の変更も視野に入れた検討を行う。 5) 2024 年度の各委員会組織における総括を活かし、認証評価の基準に従って、教育研究活動の質を点検・評価し、改善するために、短大内部質保証委員会を開催する。それによって短大全体として把握し共有する。
			＜食物栄養学科＞ 1) カリキュラムを見直しスリム化した成果の検証を行う。「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学モデル・コア・カリキュラム」に準拠した学習内容について、各領域間で協議を行い、全体のカリキュラム編成について検討を継続する。 2) 現行の栄養士養成の専門教育の実情に即した科目名称の変更や、カリキュラムのスリム化に伴う授業回数の変更（例「食品学Ⅰ」から「基礎食品学」に変更、「基礎食品学実験」の授業回数を 24 回から 16 回に削減）に基づいた新しいカリキュラムを 2025 年度入学生より運用する。
			＜幼児教育学科＞ 1) 保育者養成課程における学びの積み上げという観点から、適切な開講期の設定について、学科内に設置したカリキュラム検討会で継続的に議論を行うとともに、各教員（専任教員と非常勤講師）の専門領域を踏まえた科目担当の再検討を行う。 2) 通年開講だった「教育実習」1 年後期～2 年前期、5 単位）を、2025 年度入学生より「教育実習」（1 年後期、2 単位）と「教育実習」（2 年前期、4 単位）に科目を分離し、単位を分割して開講する。 3) 実習指導科目（保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、教育実習）について、実習種別の特性の違いを踏まえ た上で、他の専門科目と教育内容の連携を図るなど、より適切な教育方法の検討を継続的に行う。

	中期目標	中期計画 ※R8 改定前	R 7 年度計画
3 研究に関する目標	地域課題の発見・解決に資する研究を推進し、地域社会に還元するとともに、多様な研究 テーマの発掘、科学研究費助成事業等の競争的外部資金の獲得に取り組み、研究活動の向上を目指す。	第5 研究に関する目標を達成するための措置 1) 大学と地域を結ぶリエゾン機能を一層強化し、地域の課題解決や活性化に寄与する研究を推進するため、地域研究所を廃止し、令和5年度に地域連携・研究支援センターを設置する。 2) 地域連携・研究支援センターにおいて、教員の教育研究成果を一元管理し、外部資金獲得に向けた支援を強化する。 3) 教育と地域貢献の基礎となる研究力を強化するため、外部資金の獲得を促進し、研究活動を充実させるとともに、研究成果の学会発表等を支援し、発信の機会を増やす。 4) 外部研究資金の情報を積極的に収集し、外部研究資金への応募(申請)や採択に繋がるよう促進する。 5) 教育研究成果について、研究者データベース(研究者総覧)の構築と利用促進に努めるとともに、ホームページ、広報誌、大学・短期大学紀要等で積極的に発信する。	第5 研究に関する目標を達成するための措置 1) 地域課題の発見・解決に資する研究活動の向上を目指し、本学が企業と締結している既存の社会連携協定の再締結を実施するとともに、域内企業との包括連携協定の締結を進める。さらに、本学が締結した自治体、企業、文化団体等が連携し、地域の活性化に向けた協働事業を加速するために、地域連携研究センター主催「地域連携研究事業懇話会」(仮称)等を組織し、包括連携協定締結先との連携を深め、協 定締結先との対話から、地域連携研究センターに求める「研究ニーズ」を収集する。 2) 本学の研究力を高めることを目的として、本学地域連携研究センター主催・拠点となる「地域づくり政策研究会」(仮称)の立ち上げを検討し、市民・地域団体組織・自治体・道内大学・域内企業・地元金融機関・関係学会等との連携の下で定期的に勉強会・研究会を重ねることにより、官学金地のネットワークづくりと強化を目指す。 3) 日本学術振興会による「科学研究費助成事業」のほか、民間財団等の研究費助成等、外部資金獲得の情報を地域連携研究センター事務室 が収集し、教員に提供する。 4) 競争的外部研究資金獲得に向けて、第一に、日本学術振興会と連携を図り「学術雑誌投稿、英文論文作成等に関する研修会・講座」を本学で開講する。第二に、公立大学協会等の「競争的外部資金獲得のための研修会」オンライン講座を本学で開講する。とくに、外部研究資金の申請件数を増やし採択率向上を強化することを目的に、「科学研究費補助金応募書類作成時における AI 評価システム活用をテーマにした講習会」も開催する。これは科学研究費補助金への応募を促進するために地域連携研究センターが実施する具体的な支 援策である。本学の研究者が応 募書類の評価システムを利用できることにより科学研究費補助金への応募を促進しつつ採択率の向上を目指した支援サポート体制を強化してゆく。 5) 科研費応募者への判定結果の聴取による応募者の動向把握を行い、外部資金獲得のための支援策を 検討する。具体的には、科研応募者の動向把握(① 判定 A/B/C 確認、 ② 種別の把握 個人申請と団体申請の内実 JJ)の確認を行う。 6) 本学の研究者の「研究シーズ 研究活動、教育活動、社会活動等 」を取りまとめ冊子として発行するほか、HP への掲載公開も含め、本学の 教育研究活動を広く社会に発信することを通じ、本学研究者に対する研究委託の機会を増やす。こうした「研究シーズ」の発信は、自治体・企業等からの本学に対する受託研究並びに受託事業の件数増加につながる意味で、本学全体としての研究力の底上げとなり、更には地域における本学の社会貢献力の向上ともなる。
		【指標】 ・科学研究費助成事業等の競争的外部資金申請率(申請数/全教員数)：中期計画期間平均12%以上 ・共同研究、委託研究事業件数：中期計画期間平均 3 件以上	・科学研究費助成事業等の競争的外部資金申請件数：前年度以上 ・科研費、競争的資金研修会参加率：100%

	中期目標	中期計画 ※R8 改定前	R 7 年度計画
4 地域貢献に関する目標	幅広く市民等を対象とした生涯学習の場の提供をはじめ、教育、国際交流、地域産業等の様々な分野における地域のニーズに応じた活動を行うとともに、地域で活躍している職業人のスキル向上のための公開講座等を開設する。 また、各種団体、企業等と連携して様々な分野における地域課題の解決に向けた取組を行い、地域の発展に寄与するとともに、学生がインターンシップなどを通じて地域の産業や教育・福祉の現場を知る機会を増やし、さらに、学生が地域企業等との交流などを通じて地域の魅力に触れる機会を設けることにより、地域への定着の推進を図る。 あわせて、高大連携の推進により、高校生等が高等教育に触れる機会を増やし、地域の学修意欲の向上に寄与する。	第6 地域貢献に関する目標を達成するための措置 ＜学部・短期大学部・大学院共通＞ 1) 大学と地域を結びエソソ機能を一層強化するため、地域研究所を廃止し、新たに地域連携研究センターを令和5年度に設置する。 2) 自治体、企業等と連携し、地域の活性化に向けた事業や地域ニーズ（課題）に応じた研究を推進する。研究成果はその発表会を通じ、地域社会に分かりやすく発信し、研究成果の活用を促進する。 3) 社会・地域連携に関する情報発信機能を充実させるため、ホームページ活用の一層の推進を図るとともに、本学における教員及び教育研究活動については、それらのデータベース化を進め、その公開・供用により、地域社会、産業界等との交流の促進を図る。 4) 地域ニーズに対応した栄養士、保育士、幼稚園教諭、看護師、社会福祉担当職員等のリカレント教育を実施する。 5) 高大連携事業は高校生を対象としたプログラムを充実させるとともに、新たに小・中学校を対象とした連携プログラムを企画・実施し、人材育成に寄与する。また、一般市民向けの生涯学習の場としての講座を継続して開催する。 6) 大学図書館は、一般市民に開放するとともに、企画展の実施など、保有する情報資源を活用して、社会・地域連携に積極的に取り組む。	第6 地域貢献に関する目標を達成するための措置 ＜学部・短期大学部・大学院共通＞ 1) 地域連携研究センターが拠点となり、本学と連携協定を締結した自治体、企業、文化団体等が連携し、地域の活性化に向けた協働事業を開始する準備として、地域連携研究センター主催「地域連携研究事業懇話会」（仮称）を開催する。 2) 地域の課題発見・解決を図り、地域社会の持続的発展並びに市民生活の質 QOL ）の向上に寄与できる研究・教育を推進することを目指し、「研究会」「シンポジウム」「見学会」「中・高大連携出張講義」「旭川市立大学生涯学習エクステンションカレッジ（AEL 講座）」など各種の研究・教育事業を開催する。特に「旭川市立大学生涯学習エクステンションカレッジ（AEL 講座）」はテーマ型の連続型の講座とするほか、大学・短大卒業後の社会人のためのリカレント型の講座等も加えることで、広く市民に向けた生涯学習講座として開講する。 3) 幼児教育学科では、保育実践のための連続講座を保育・療育の現場で働く保育者を対象としたリカレント教育として、基礎講座 5 講座と応用講座 15 講座（計 20 講座）開講する。食物栄養学科では、栄養士・管理栄養士のためのリ・トレーニングやネットワークの更なる構築のために、卒業生を対象としたリカレント講座を2 回開催する。リカレント教育を実施する上で、学科、学部間で情報を共有しながら運営体制を整える。 4) 本学の研究・教育の積極的な紹介と周知を図るために、中・高大連携の一環として「中・高校生と生涯学習のための出張講義メニュー」を刊行し、市内外の中学・高校に対して大学見学の受入れのほか出張講義を行う特別講座を開講実施する。特に中学については、中・高大連携プログラムの利活用強化につなげるために、周知広報を徹底する。旭川市内の中学校をはじめ、上川中部 8 町の圏域の中学校に対し、「中・高校生と生涯学習のための出張講義メニュー」を持参のうえ訪問し、新規開拓を行う。 5) 図書館学外利用者数の増加を目指し、引き続き図書館 SNS ・ホームページを活用して利用について発信していく。 6) 修士学位论文を本学図書館において市民が自由に閲覧可能とすることによって地域貢献とする。
		【指標】 ・「研究会・公開講座・シンポジウム」開催目標：年平均2回以上 ・高校出張講義開催目標：年平均30講義以上 ・生涯学習講座（公民館事業）開催目標：年平均 40 講座以上 ・図書館利用者数（学外）：中期計画最終年度利用者数 800 名	【指標】 ・「研究会・公開講座・シンポジウム」の組合せでの開催目標： 2 回以上 ・高校出張講義： 20 講義以上（ 2020 24 年実績：平均 19.8 講座） ・生涯学習講座：公民館事業 /30 講座以上（ 2020 24 年実績：平均 29.4 講座） ・共同研究、委託研究事業件数：前年度以上 ・図書館学外利用者数： 600 名以上
		＜大学院＞ 修士論文の作成及び修士課程の修了を通じて、国家資格を有する高度な人材（税理士、教職の専修免許状取得者など）を輩出し、地域社会の発展に貢献する。	－
5 国際交流に関する目標	連携協定等を締結している大学との国際交流を積極的に推進することで、学生の国際的な視野を養うとともに、学生の海外留学や海外研修の派遣先などを拡充することで、より多様な交流が行える環境を整える。	第7 国際交流に関する目標を達成するための措置 1) 連携協定を締結している大学との留学生双方向交流の拡大、教育研究上の交流拡大等、国際交流の活性化を図る。 2) オンライン授業やウェブ会議の導入等、国際交流の拡大に向けた環境整備についての検討を行う。 3) 日本人学生と留学生、留学生と地域社会との交流事業を支援する。	第7 国際交流に関する目標を達成するための措置 1) 連携協定を締結している大学との交換留学の推進と、実現できるように、派遣・受入ともに個別の説明の機会を設けるなど支援する。 2) 国際交流の拡大に向けて、旭川市都市交流課などと連携し、旭川市の姉妹都市との交流を推進するための体制を整備する。大学全体の国際化をさらに進めるため、全学生に占める留学生比率の目標を明確に設定し、その達成に向けた具体的な取り組みを行う。 3)) 国際交流サークルとして、日本人学生との交流を目的としたバスツアーを例年通り行い学部学科を問わず交流を行う。ここ 2 年間続けている、旭辰祭の露店出店や食のイベントなどを通して、地域の方との交流を拡大する。また学内サークルや留学生が関わっている団体（旭川ユネスコ協会や日中友好協会など）と活動をするなど交流範囲を広げる。
		【指標】 ・水原大学校学生交換留学生数（派遣及び受入人数）：中期計画期間中平均各 1 名以上 ・ハロン大学学生交換留学生数（派遣及び受入人数）：中期計画期間中平均各 1 名以上	【指標】 ・交換留学生： 1 名以上

	中期目標	中期計画 ※R8改定前	R7年度計画
6 業務運営の改善及び効率化に関する目標	(1)運営体制の改善に関する目標 経営部門の責任者である理事長と教学部門の責任者である学長の主導の下、内部統制を整備、強化し、教職員の経営意識の醸成を図りながら効率的な経営を行い、社会に信頼される安定した大学運営の確立を目指す。	第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 （１）運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 1) 理事長及び学長の迅速な意思決定と円滑な業務執行を確保するとともに、理事会、経営審議会及び教育研究審議会における効率的・機動的な審議に資するために、学内措置により設置する「大学運営会議」を機能させる。 2) 学部長等のリーダーシップの下、全学的な運営方針を踏まえつつ、自律的な教育研究活動の改善や学部等の運営を行うための体制整備を進める。	第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 （１）運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 1) 理事長及び学長の迅速な意思決定と円滑な業務執行を確保するとともに、理事会、経営審議会及び教育研究審議会における効率的・機動的な審議に資するために、学内措置により設置する「大学運営会議」を機能させる。 2) 学長をトップとした全学的な運営を行うため、副学長及び学部長等がリーダーシップを取り、全学委員会の体制を整える。
	(2)事務等の効率化及び合理化に関する目標 事務処理等の省力化、職員の事務処理能力向上の取組等を推進し、大学運営に関する事務等の効率化・合理化を図る。	（２）事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置 1) 公立大学法人化に伴う業務や本学が戦略的に推進すべき業務について、事務局組織が適切に担いよう事務局組織の再編を行うとともに、事務機能の情報化（デジタル化）を推進する。 2) 公立大学法人移行後における事務等の効率化・合理化に向けて、外部委託の検討や、経理、人事等の業務処理の電子化を一層進める。 3) 教職協働に向けて、教育研究活動の支援、事務等の効率化・合理化に資する知識、技能の修得・向上を目的にFD・SD等を推進する。	（２）事務等の効率化及び合理化に関する目標を達成するための措置 1) 決裁システムの運用を見直し、業務の適正な執行と、一層の効率化を推進する。人給システム・財務会計システムと決裁方法の連動性を見直し、事務等の簡略化・効率化を進める。 2) 効率化・合理化に向け、業務のマニュアル化を進める。 3) 年２回のFD研修会実施を目標に、研修内容や方法について計画的に進める。また研修後の成果についても検討の機会を設ける。全学の委員会組織と連携しながら、全体の研修内容を踏まえて研修を行う。
	(3)人事制度に関する目標 大学運営の質の向上を図るため、教職員の任用、評価、給与等の人事制度の整備と改善を行う。また、教職員の定年延長など社会の変化に応じた働き方について検討を進める。	（３）人事制度に関する目標を達成するための措置 1) 教員の能力や業績を的確に把握しうる公正で納得性の高い人事評価システムの整備について検討を進める。 2) 事務職員の人事管理に当たっては、各職員の能力・適性等を勘案しつつ定期的に人事異動を行い、職員のスキルアップを図るとともに人事交流を適切に行う。 3) 公立大学法人化後の教職員人事に関する諸規定を適切に見直し、また、社会における働き方の変化に対応した柔軟で多様な人事制度の構築を進める。	（３）人事制度に関する目標を達成するための措置 1) 学長直属の教員人事評価検討委員会において、公正な人事評価システムの構築を行うため、試行を実施する。 2) 事務職員の人事管理 にあたり、各職員の能力・適性等を勘案し、異動を実施する。高等教育機関の職員として確実なスキルを身に着けるために事務職員研修会を計画的に実施する。 3) 働き方の変化に対応した柔軟で多様な人事制度の構築のため、教職員人事に関する諸規程を見直す。
7 財務内容の改善に関する目標	(1)自己収入の確保に関する目標 科学研究費助成事業等の競争的外部資金の獲得、受託研究資金の受入れ、寄附金収入の確保等に努め、財政基盤の安定化を図る。	第9 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 （１）自己収入の確保に関する目標を達成するための措置 1) 外部資金については、関連情報を幅広く収集し、適時に提供できる体制を整備するとともに、本学の研究内容や研究成果等に係る情報を広く社会に発信することにより、外部資金の一層の獲得に努める。 2) 本学教員の外部資金への応募状況と採択及び獲得額の状況について、毎年度、学部等別に整理し公表する。	第9 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 （１）自己収入の確保に関する目標を達成するための措置 1) 外部資金への各教員・学部別の応募状況、採択及び獲得額の状況、資金獲得に向けたサポート状況を整理し、外部資金の状況について公表する。 2) 寄附金募集に係る効果的な広報活動を検討する。
	(2)経費節減に関する目標 教育水準の維持向上に配慮しながら適切に予算配分するとともに、効率的で合理的な予算執行により経費の節減に努める。	（２）経費節減に関する目標を達成するための措置 1) 法人の健全な経営を確保するために、全職員がコスト意識を持ち、業務の改善・見直しに取り組む。 2) 物品・備品の購入方法や契約方法の見直しを進めるなど、経費の効率的な執行に取り組む。 3) 光熱水費については、教育研究の充実に伴い増加が予想されるが、その使用実態等の把握に基づいた情報を公表するとともに、省エネルギーに関する啓発活動を行うことにより、その抑制に努める。	（２）経費節減に関する目標を達成するための措置 1) 全教職員がコスト意識を持つよう、学内の課題を共有しながら業務改善に取り組む。定時退勤日の設定など働き方の改革と併せて試行を実施する。 2) 物品・備品の購入方法や契約方法の見直しを引き続き行い、経費削減に努める。 3) 教育研究環境を充実させながら、省エネルギー化を目指し、啓発活動を継続する。

	中期目標	中期計画 ※R8改定前	R 7年度計画
8 自己点検、評価及び情報公開に関する目標	(1)自己点検、評価に関する目標 第三者機関による認証評価や旭川市公立大学法人評価委員会による評価の結果を活用するとともに、自己点検及び評価を定期的の実施し、これらの結果を公表することにより、教育研究活動及び業務運営の質の向上に努める。	第10 自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置 （１）自己点検・評価に関する目標を達成するための措置 1) 自己点検・評価結果並びに旭川市立大学法人評価委員会や認証評価機関の評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づく内部質保証システムの構築を目指す。 2) 社会に対する説明責任を果たすため、学生による授業評価、大学の授業改善計画及び学生の成績評価（GPA）をホームページ等により公開する。 3) 大学・大学院について、第三者機関による認証評価を令和5年度に受審する。 4) 短期大学部について、認証評価機関による認証評価を令和10年度に受審する。	第 10 自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置 （１）自己点検及び評価に関する目標を達成するための措置 1) PDCA サイクルの実効性の向上に努める。IR 機能を構築し、アセスメント・ポリシーに基づいて点検を行い、改善点をより明確化することで、大学全体としての内部質保証体制の強化を目指す。第三者評価及び公立大学法人評価委員会の評価結果をふまえ、自己点検・自己評価を進め、内部質保証の PDCA サイクルを全学的に実施する。 2)授業評価の回答率を向上させるために回答方法を再検討する。授業評価結果や授業改善計画、成績評価（GPA）などをホームページ上で公開する。 3)学長を中心に全学的な内部質保証体制を確立する。IR 機能を活用して指摘事項を点検し、改善策を教育・研究活動の質保証に実質的に反映させるとともに、次の外部評価受審に向けた準備を進める。 4) 教育の質保証を担保するため、引き続き内部質保証・学修成果の可視化等に努め、短期大学部の認証評価機関による評価を令和 10 年度に受審する。
	(2)情報公開に関する目標 中期計画や財務諸表など法令上公表が義務付けられている事項のほか、教育研究活動や地域貢献活動なども積極的に公表する。また、進学を検討している学生が必要とする情報を速やかに公開することで、より多くの学生に選ばれる大学を目指す。	（２）情報公開に関する目標を達成するための措置 1) 高等学校及び入学希望者へ入試情報等を速やかに公開するための環境整備を行う。 2) 本学の教育研究活動や地域貢献活動に関する様々な情報を、広報資料やホームページ並びに SNS(facebook、twitter、instagram、YouTube)を活用し、より効果的に分かり易く公開・提供する。 3) 中期目標・中期計画・年度計画・財務内容等組織運営面に関する情報を、ホームページを用いて公表する。	（２）情報公開に関する目標を達成するための措置 1) 入試に関する情報を速やかに公開する。 2) 本学の教育研究活動及び地域活動に関する効果的かつ効率的なりアルタイムの情報発信について事務局が中心となり全学的な検討を進める。 3) 中期目標・中期計画・年度計画・財務内容等組織運営面に関する情報を、ホームページを用いて公表する。
9 その他業務運営に関する目標	(1)法令遵守及び人権の尊重に関する目標 法令、学内規則等の遵守を徹底するとともに、ハラスメントなどの人権侵害の防止に向けた取組を推進する。	第11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置 （１）法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置 1) 人権侵害、個人情報をはじめとする情報の漏洩、研究不正や研究費に関する不正行為等の発生は本学に深刻な影響を与えることを再確認し、本学の構成員すべてに対し、法令、学内ルール、社会規範等の遵守徹底を目的とした具体的事例を含む研修を実施する。 2) 研究公正推進委員会と人権擁護委員会がそれぞれの役割と責任を果たすことで、法令遵守と人権侵害防止の徹底を図る。	第 11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置 （１）法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置 1) 人権擁護・ハラスメントの防止及び対策など、研修を定期的に開催し、啓発活動を推進する。ハラスメント等が発生した場合の全学的な対応策を早急に策定する。 2) 2024 年度に新たに改定した「研究倫理審査規程」に基づき、研究公正推進委員会が適宜研究倫理審査を実施する。また、研究倫理研修会を開催し、研究倫理審査の必要性や申請方法について教員および大学院生に周知するとともに、研究活動における不正行為の防止に取り組む。必要に応じて、学部生にも研修を実施する。研究倫理 e ラーニングコース等の競争的資金研修会を開催し、本学全教員が受講する。
	(2)危機管理に関する目標 防犯、防災、情報セキュリティ等のための危機管理体制を整備し、安全な教育研究環境の確保に努める。	（２）危機管理に関する目標を達成するための措置 1) 防災訓練計画を作成し、防災訓練を実施する。 2) 情報教育センターが中心となって、情報セキュリティの管理強化の徹底を図る。 3) 研究公正推進委員会が中心となって、研究インテグリティの管理徹底を行う。 4) 危機管理委員会を定期的に開催し、新型コロナウイルスへの感染対策を継続して実施する。	（２）危機管理に関する目標を達成するための措置 1) 学生、教職員を対象とした防災訓練を実施する。 2) 情報セキュリティ対策に関する実効的な報告及び連絡体制を構築する。 3) 情報セキュリティ対策に関する人材育成又は確保の計画を策定する。 4) 危機管理に関する規程の見直し及び緊急対応時の対応方針及びマニュアルを策定する。
	(3)施設・設備の適切な維持管理に関する目標 良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の計画的な維持管理を行うとともに、必要な設備や機器の更新等の整備を行い、教育研究環境の充実に努める。また、教育研究及び管理に支障のない範囲において、施設・設備の地域での活用を図る。	（３）施設・設備の適切な維持管理に関する目標を達成するための措置 1) 施設修繕計画を作成し、優先して行う修繕工事を定め、財務状況を踏まえて計画的に対応する。 2) 外部（地域）からの施設・設備利用希望に対し、可能な範囲で対応する。	（３）施設・設備の適切な維持管理及び活用に関する目標を達成するための措置 1) 施設修繕計画に沿って、継続している防水工事を含め、修繕を実施する。 2) 教育研究活動に支障のない範囲で外部からの施設利用希望に対応する。
	(4)教育環境の整備に関する目標 学内のＩＣＴ環境の整備・充実を図ることにより、学生の学習環境の情報化を推進し、学習データを活用したきめ細かな支援・指導に努める。	（４）教育環境の整備に関する目標を達成するための措置 オンライン授業やウェブ会議への対応を前提に、インターネット環境の整備・拡充を継続して行うとともに、Edtech（エドテック/教育におけるAI、ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組）を意識した環境整備を行う。	（４）教育環境の整備に関する目標を達成するための措置 1) ウェブ上の多様なサービス及び本学の情報資源を効率的に利用できるよう、教育・研究用端末を現在の標準的な仕様のものに段階的に更新する。 2) ネットワークインフラの信頼性を高めるため、保守が行われていないネットワーク機器及び低速な規格の配線を更新する。